



納付書の事前送付廃止と収受印の廃止について



国税庁は e-tax（国税電子申告・納税システム）による電子での申告を推奨しています。今後の e-tax 利用拡大へ向けて国税に関する手続きの見直しについてご案内します！

1. 納付書の事前送付廃止

国税庁では、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。

そこで、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、令和 6 年 5 月以降に送付する分（5 月末期限の納付書）から、e-tax により申告書を提出している法人・個人の方などについて、納付書の事前の送付を取りやめることとしています。

納付書の事前送付が取りやめとなる対象者

- ① e-tax によって申告書を提出している法人
- ② e-tax による申告書の提出が義務化されている法人
- ③ e-tax で「予定納税の通知書」の通知を希望した個人
- ④ 納付書以外で納付している法人・個人
 - ・ダイレクト納付（e-tax による口座振替）
 - ・振替納税
 - ・インターネットバンキング納付
 - ・クレジットカード納付
 - ・スマホアプリ納付
 - ・コンビニ（QR コード）納付など

★納付漏れに注意！

申告は e-tax で電子申告をしているが、納付は納付書で行っている、という方も納付書は送付されませんので、納付漏れにご注意ください！

※源泉所得税の徴収高計算書や、消費税の中間申告書兼納付書に関しては、当分の間は引き続き送付する予定とされています。また、現在でも e-Tax を利用されず、紙の納付書で納付されている方は引き続き納付書が送付されるようです。

キャッシュレスが普及し、国税庁もキャッシュレス納付割合を 40%にする目標や社会全体の効率化・行政コスト抑制などから送付をしない対象者は広がっていく可能性もございます。

国税庁が推進しているのは、ダイレクト納付と呼ばれる e-Tax による口座振替です。所轄税務署にダイレクト納付口座の届出をすることで利用できます。e-Tax で納税の手続きをする際に登録等が必要になりますので、ご興味のある方はお気軽にご相談ください♪

2. 収受印の廃止



税務署へ申告書や届出書を郵送で提出する際に、申告書等の控えとともに返信用封筒を同封しておくことで収受日が明記された印を押した書類が後日返送されていました。窓口提出の場合も控えを持参することで収受日付印を押してもらうことができました。2020 年以降に各行政機関で進められている DX 化・効率化の流れのなかで、国税に関する電子化やペーパーレス化の一環として、令和 7 年 1 月から、**収受日付印の押なつを行わない**ことが国税庁から発表されました。

今後の申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法

- ▶ e-Tax による申告・申請手続…電子送信後にメッセージボックスにて受付日時等が確認できます。
- ▶ 申告書等情報取得サービス（オンライン請求のみ）…書面にて申告していた場合でも請求できます。
- ▶ 保有個人情報の開示請求…手数料 300 円・個人の方のみ。提出した申告書の内容を確認できます。
- ▶ 税務署での申告書等の閲覧サービス…税務署の窓口にて閲覧することができます。
- ▶ 納税証明書の交付請求…未納の税額がないか確認ができます。手数料は 1 税目毎 1 年度 1 枚につき 400 円で

今後も DX 化・効率化が進み、税務も色々と手続き面が変わっていくと思われます。紙で提出していた方も、これを機に電子申告へ切り替えることも検討してみたいでしょうか。

※内容に関するお問合せ・ご相談はひょうご税理士法人までお願いします。（担当：倉橋）